

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり管理規程の変更を認可した。

平成23年4月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 変更認可の年月日

平成23年3月31日

2 変更認可を受けた土地改良区の所在地及び名称

佐賀市大財三丁目8番15号

佐賀土地改良区

3 土地改良施設の名称

川上頭首工

4 管理規程の変更内容

国営佐賀中部土地改良事業の完成に伴う頭首工施設の更新に伴う操作の変更等